

相続に伴う家計金融資産の地域間移動

～圧倒的な東京圏の資産吸収力、相続を経て資産の4割が集中～

<要旨>

年間死亡数が140万人を超える「大相続時代」を迎え、日本の家計資産の世代間移転が加速している。親と子が別の地域に住むケースが多いことから、世代間のみならず地域間の資産移動も多発している。今後30年程度の間には相続される金融資産総額は650兆円弱で、うち2割、125兆円が地域をまたいで移動する見込みである。

資産の移動先として突出しているのは東京圏で、全国から58兆円が流入し、他地域への流出額を差し引いても、相続の発生に伴い38兆円の資産増加となる。この結果、家計金融資産の4割超が東京圏に集中することになる。

都道府県別にみても、相続により家計資産の1/4以上が地域外に流出する県が全体の3割を占める中で、東京圏1都3県では地域外に流出する資産は1割に満たない。

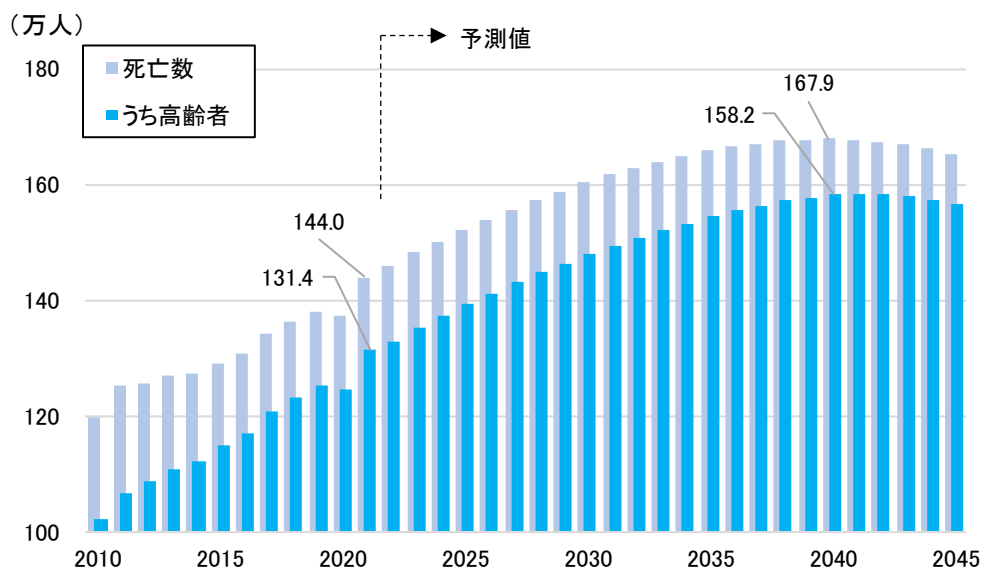
相続は、東京へ家計資産集中が進む大きな要因になると言える。

1. 「大相続時代」は「家計資産の大移動時代」

「大相続時代」を迎えたと言われる日本。年間の死亡数は、現在の144万人から、ピーク時2040年には168万人まで増加する。

とりわけ、「高齢者の死亡数」は、長寿化の進展や団塊世代の死亡時期が近づくことと相まって、死亡総数を上回るスピードで増加、2040年前後に160万人弱でピークを迎える見込みである(図表1)。

図表1 死亡数の推移(予測)



(資料) 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、厚生労働省「人口動態調査」

高齢者の死亡数の増加は、「相続」という形で、日本の家計資産の世代間移動を加速させる。その際、親世代と子や孫世代の居住地が異なれば、資産の移動も地域をまたいだものとなり、家計資産の地域分布に変化をもたらす。例えば、北海道在住の親が死亡し、東京在住の子が遺産を受け取れば、家計資産が北海道から東京に移転し、東京への資産集中度が高まることになる。

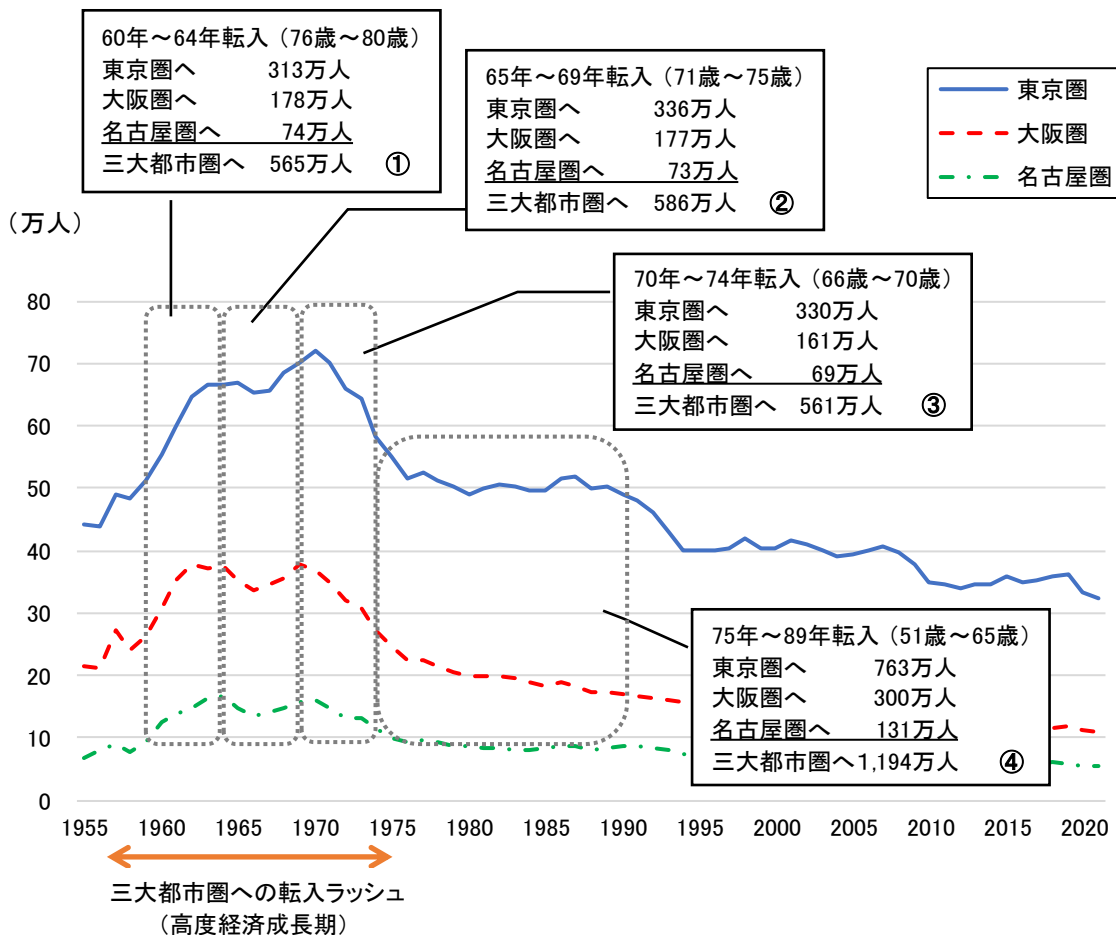
いくつかの統計をもとに試算したところ、今後30年程度の間には相続される金融資産総額は650兆円弱で、このうちの2割、125兆円が地域をまたいで移動するとみられる(詳細後述)。

2. 地域間移動促す「親が地方で子が大都市圏」の組み合わせ～高度経済成長期の置き土産

相続の発生に伴い家計資産の地域間移動が膨らむ最大の要因は、「地方に住む親と三大都市圏に住む子」という組み合わせが多いことである。

日本では、1960年代～70年代前半にかけ、非大都市圏(地方)から三大都市圏への大規模な人口移動が発生した(図表2の①～③)。

図表2 非大都市圏から三大都市圏への転入者数推移



(注1) 三大都市圏は、東京圏＝埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、名古屋圏＝岐阜県、愛知県、三重県、大阪圏＝京都府、大阪府、兵庫県、奈良県。非大都市圏はそれ以外。

(注2) 吹き出し中の()内は、各時期の転入者の現在の年齢(転入当時平均年齢=18歳と仮定して算出)。

(注3) 小数点以下の四捨五入の関係で、吹き出し中の「三大都市圏へ」の人数と3都市圏の合計人数が一致しない部分がある。

(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

高度経済成長期の集団就職者を中心に、15年間で合計1,700万人以上が転入、中でも東京圏1都3県は、980万人という現在の東京23区の人口にも匹敵する大量の転入者を迎え入れた(各大都市圏への5年ごとの転入者数は前頁図表2の吹き出し参照)。

およそ15年にわたる三大都市圏への転入ラッシュは、高度経済成長とともに終了するが、東京圏では、その後も1990年頃まで、毎年50万人前後の地方からの人口流入が続いた(図表2の④)。

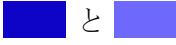


「地方に住む親と三大都市圏に住む子」の組み合わせが多いのは、基本的には高度経済成長期の転入ラッシュの名残りだが、こと東京圏に関しては、大学数や就業機会の多さによる継続的な流入にも起因していると言えよう。

地方から三大都市圏への転入者のうち、1960年代前半転入組(図表2の①)は、おおかたが親からの相続を既に終え、現在は被相続人予備軍となっている人も多いだろう。




子の年齢別にみた親の生存率データを参考にして、1960年代後半転入組(同②)の2割、70年代前半転入組(同③)の4割、70年代後半～80年代後半転入組(同④)の7割を、今後「地方に住む親の遺産を大都市圏で相続する人」の母集団と考えると1,200万人弱が該当する¹。これは転入当初の人数を基に計算したもので、正確には転出者数や死亡者数を差し引く必要があるが、それでもかなりのボリュームであり、相続による家計資産の地域間移動を促すことは間違いない。

3. 約3割の県で家計資産の1/4以上が地域外に流出

では、実際にどの程度の家計資産が地域²をまたいで移動することになるのだろうか。

相続の発生に伴い地域外に流出する家計資産の比率(以下「地域外流出率」)を、親子の同居/別居世帯比率や別居地域の内訳データをもとに算出したところ、47都道府県中半数以上、26県で2割を超え(次頁図表3のと)、うち約3割、13県では資産の1/4以上が地域外に流出する可能性がある(同)という結果が得られた。

地域外流出率が高い県は、東北地方や中部・北陸地域に比較的多いが、奈良県や愛媛県、大分県など分布は全国にわたる。

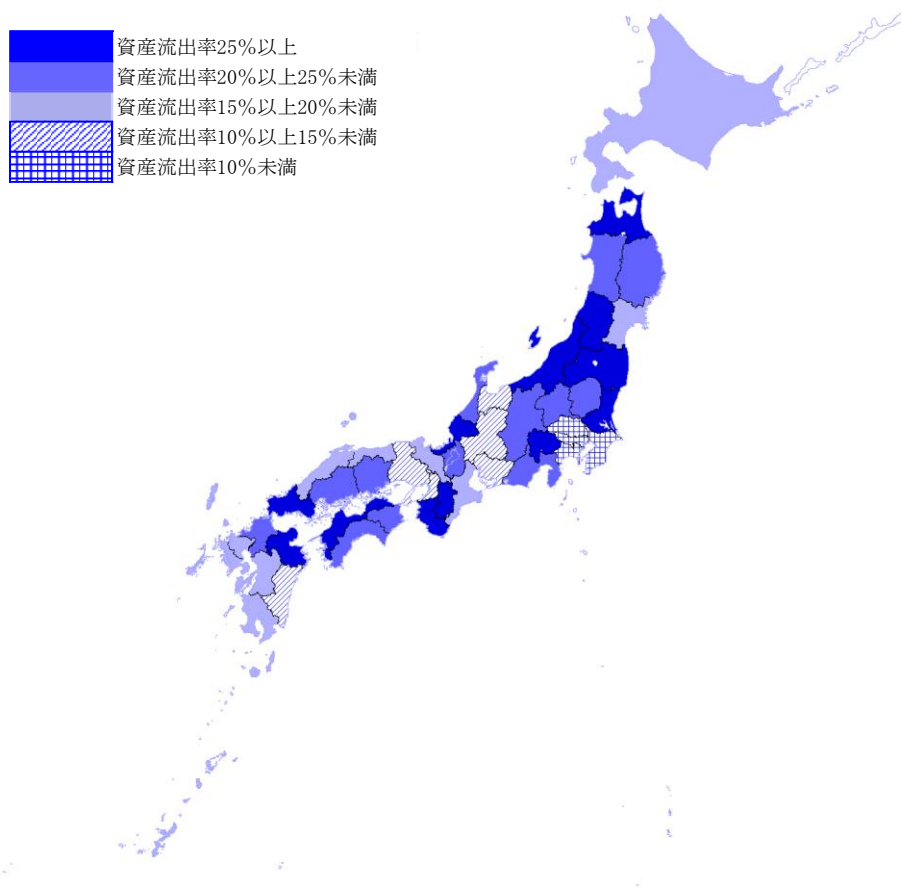
一方、地域外流出率が低い県をみると、三大都市圏各県を中心とした10県で15%未満となっていた(同と)。中でも東京圏1都3県では、親子が同居する世帯の比率は低いが、親子別居世帯のうち「親子ともに東京圏内」の比率がおおよそ9割と非常に高いため、地域外への資産の流出率は6～7%台と飛びぬけて低くなっている(同)。言い換えれば、相続が発生しても家計資産の9割以上が東京圏内に留まるということである。

¹ 図表4の④以降の三大都市圏への転入者も相当数に上るが、50歳以下の人の親の生存率は95%前後であることから、ここでは相続人の母集団から除外した。

² 地域区分は、国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」に基づいたもので、後掲図表6に記載。




図表3 相続発生時の家計資産の地域外流出率マップ

国土地理院承認 平14総複 第149号



(資料)図表3～図表5 全て 総務省「国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」

4. 県別に見た相続発生時の資産のゆくえ～同じ地域内でも違いあり

相続発生時の家計資産の行き先を、もう少し細かく①県内残留  (資産保有者が若い世代で、そもそも相続が発生しない資産を含む)、②地域内の他県への流出 、③地域外への流出  の3つに分けてみたものが次頁図表4である(②+③=県外流出)。

資産のゆくえは県ごとにかなり異なり、同じ地域内の県であっても一様ではない。例えば、東北地域では、相続発生時に家計資産の8割が県内に留まる宮城県、地域内の他県(主として宮城県)への流出が多い岩手県や秋田県、地域外への資産流出が多い青森県、山形県、福島県と大きく3つに分かれた。

「県外流出率」と「地域外流出率」を軸に、各県の相続発生時の資産流出先を整理すると、いくつかのパターンがみえてくる(次頁図表5)。

A: 県外流出率が高く、その多くは地域外に出ていく県……青森県、山形県、新潟県、福井県、奈良県、和歌山県、愛媛県など。

同一地域内に地方中核都市がないかあっても遠い、あるいは地方中核都市よりむしろ三大都

市圏の方が近い場合、親元を離れた子が地域外(三大都市圏など)に出ていくケースが多い。

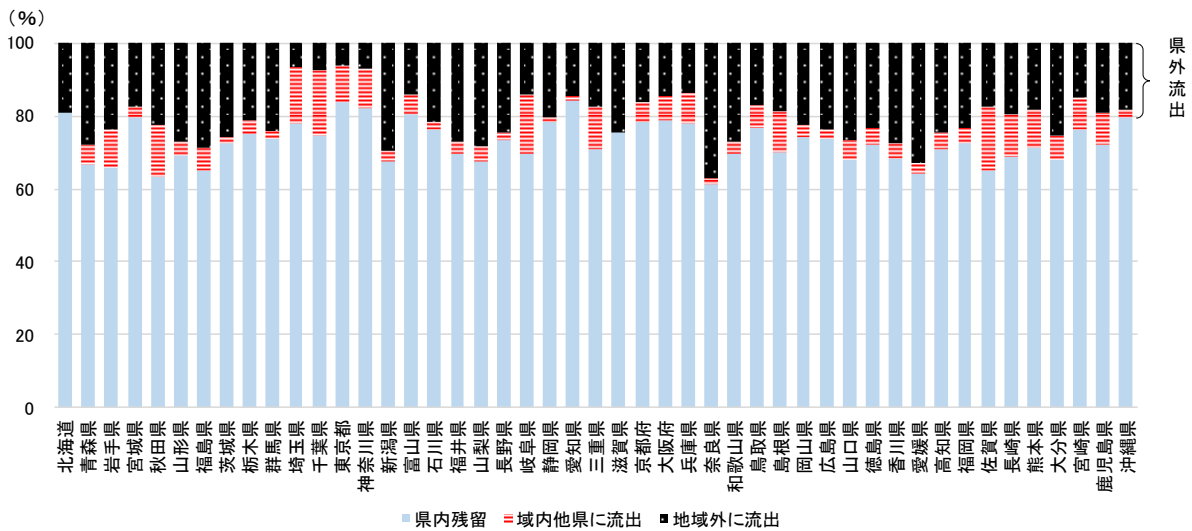
B: 県外流出率は高いが、同一地域内の他県への移動に留まり、地域外(三大都市圏など)への流出は比較的少ない県……岩手県、秋田県、岐阜県、佐賀県、長崎県など。

仙台、名古屋、福岡といった同一地域内にある地方中核都市に近く、親元を離れた子がこの近辺で暮らすケースが多い。

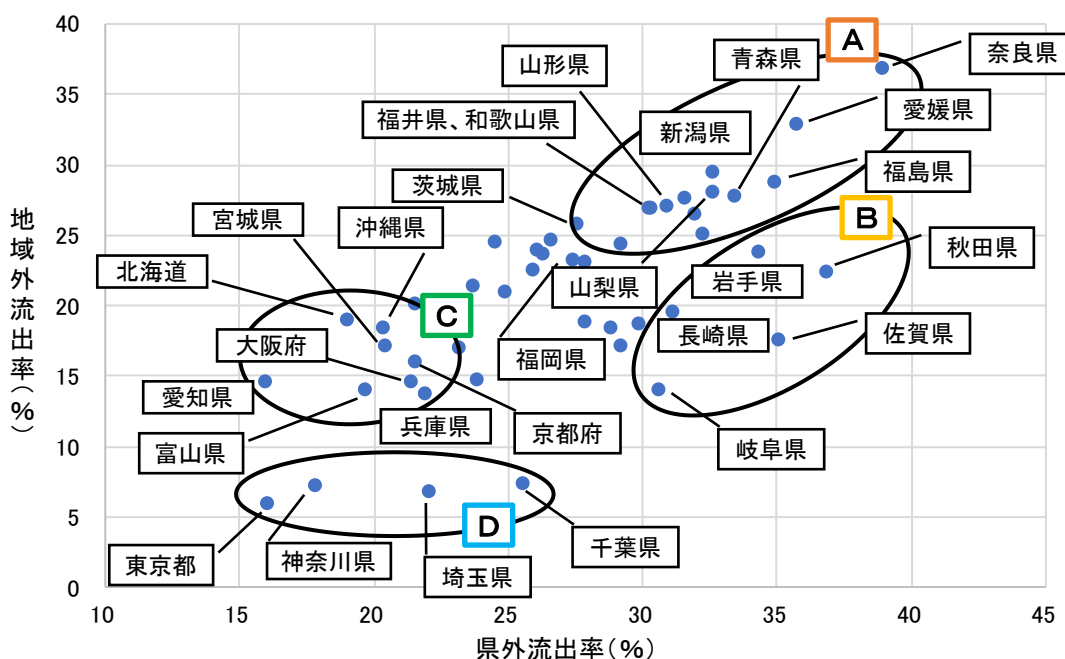
C: 県外流出率、地域外流出率ともに相対的に低い(=県内残留率が高い)県……大阪府、京都府、兵庫県、北海道、宮城県、愛知県など。

地方中核都市を包含する県や大阪圏各府県では、子は親元を離れても親と同一県内や少なくとも地域内には留まるケースが多い。

図表4 都道府県別にみた相続発生時の家計資産の移動先



図表5 資産の県外流出率と地域外流出率による分類



D:地域外流出率が極めて低い県……東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。

大学や就業機会が圧倒的に多い東京圏では、子は親元を離れても、県内か少なくとも地域内には留まるケースがほとんど。

近年、高齢化や人口減少を起点とした地域経済の停滞などから、地域金融機関の生き残り戦略が取りざたされることも多い。上述のような「相続発生時の家計資産の行き先」の県別特性は、地域金融機関の店舗戦略(再編、出店)や他の金融機関などとの提携戦略などにも影響を与えることになろう。

5. 東京圏の資産吸収力はブラックホール並み、相続後は家計金融資産の4割が集中

続いて、家計資産の中でも、相続の際に確実に移動し、かつ移動金額が把握しやすい「家計金融資産³」について、今後30年程度の間には発生する相続に伴い、どの地域からどの地域へ、どれだけの金額が移動するのかを試算した。結果が図表6である。

北海道を例にとると、家計が保有する金融資産総額24.7兆円のうち、相続発生時に道内に留まるのは20兆円で、残りは、東北地域に0.3兆円、北関東に0.2兆円、東京圏に3.4兆円など道外(地域外)に流出する。道外流出金融資産は合計4.7兆円である。

逆に、相続の発生に伴い道外から流入してくる家計金融資産は合計3.8兆円である。北海道の家計金融資産は、今後約30年間に発生する相続によって、0.8兆円強の流出超過(=減少)となる。

図表6 相続発生に伴う家計金融資産の地域間移動額

(兆円)

	家計保有 金融資産 総額	資産移動先												
		北海道	東北	北関東	東京圏	中部・ 北陸	中京圏	大阪圏	京阪 周辺	中国	四国	九州・ 沖縄	地域外 合計	
北海道	24.7	20.0	0.3	0.2	3.4	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	4.7	
東北	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	40.8	0.4	31.2	1.1	7.0	0.2	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.2	9.5
北関東	茨城、栃木、群馬	38.7	0.1	0.3	29.4	7.9	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.0	0.2	9.3
東京圏	埼玉、千葉、東京、神奈川	296.6	2.5	1.6	4.3	276.9	2.6	2.0	3.4	0.6	0.4	0.3	2.3	19.7
中部・ 北陸	新潟、富山、石川、福井、 山梨、長野、静岡	67.3	0.4	0.4	0.6	10.0	51.9	1.8	1.4	0.3	0.3	0.1	0.3	15.4
中京圏	岐阜、愛知、三重	79.5	0.1	0.2	0.3	6.5	0.9	67.7	2.4	0.4	0.3	0.2	0.6	11.8
大阪圏	京都、大阪、兵庫	116.1	0.0	0.3	0.5	8.2	1.0	1.5	99.2	2.8	1.1	0.6	1.0	17.0
京阪 周辺	滋賀、奈良、和歌山	24.2	0.0	0.0	0.2	1.9	0.2	1.0	3.2	17.0	0.1	0.2	0.3	7.2
中国	鳥取、島根、岡山、広島、 山口	44.0	0.1	0.1	0.2	3.7	0.4	0.5	3.7	0.3	33.9	0.3	0.9	10.1
四国	徳島、香川、愛媛、高知	22.3	0.1	0.0	0.1	1.9	0.1	0.5	2.3	0.2	0.7	16.1	0.4	6.3
九州・ 沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、沖縄	61.3	0.2	0.1	0.4	7.3	0.6	0.8	2.0	0.4	0.8	0.3	48.5	12.8
地域外合計	—	3.8	3.5	7.8	57.8	6.4	8.7	19.1	5.3	3.8	2.0	6.2	124.5	

(注) 資産移動先の「九州・沖縄」は、熊本県を除く7県で推計。

(資料) 図表6～図表8 全て 総務省「国勢調査」、同「全国家計構造調査」、国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」

³ 金融資産……預貯金、生命保険など、有価証券(株式、債券、投資信託、貸付信託・金銭信託)。

全国 11 地域の家計金融資産の出入りを俯瞰すると、他地域から東京圏への流入額の大きさが際立つ。中部・北陸地域からの 10 兆円を筆頭に、大阪圏と北関東からはそれぞれ 8 兆円前後、東北と九州・沖縄からも同じく 7 兆円前後が流入、相続の発生に伴い合計 57.8 兆円もの資産を他地域から吸収することになる。

東京圏は、相続を通じた金融資産の流出額も 11 地域中最大で、北関東、大阪圏、北海道などに合計 19.7 兆円が出て行くことになるが、流入額 57.8 兆円との差し引きでは 38.1 兆円の大幅な流入超過となる。つまり、東京圏には、相続を通じた 40 兆円弱の家計金融資産増加ポテンシャルがあるということである。

資産の流入・流出ともに 2 番目に大きいのは大阪圏で、中国地域や京阪周辺といった近隣エリア、並びに東京圏からの流入が多く、主な流出先は東京圏となっている。流入額は 19.1 兆円と東京圏の 1/3 程度だが、流出額は 17.0 兆円で東京圏とさほど差がなく、相続に伴う資産の流入超過額は 2.2 兆円と、東京圏には遠く及ばない。

日本全体では、相続に伴う家計金融資産の地域間移動は総額 124.5 兆円に上る(前頁図表 6 の右下)。家計金融資産の地域分布に変化を生じさせる大きな要因となろう。

前掲図表 6 に示したような資産の地域間移動を経て、家計金融資産が増加するのは東京圏と大阪圏の 2 地域である。ただ、東京圏の家計金融資産残高は 297 兆円から 335 兆円へと 1 割強増加するのに対し(図表 7 右列 ■)、大阪圏では 116 兆円から 118 兆円へと約 2% の増加に留まるので(同 ■)、実質的には、相続に伴う資産の地域間移動で資産が増加するのは「東京圏」と言って良いかもしれない。

残る 9 地域では、資産の出入りは流出超過となり、相続の発生によって家計金融資産残高は減少する。流出超過額(減少額)は、最も大きい中部・北陸地域で 9 兆円(図表 7 中央列 ■)、東北、中国、九州・沖縄の 3 地域でも 6 兆円を超える(同 ■)。相続発生前からの資産の変化率でみると東北、中部・北陸、中国、四国、九州・沖縄の 5 地域で 1 割以上の減少、中でも四国では 2 割に迫る大幅減少となる見込みである(図表 7 右列 ■、■)。

図表 7 地域別に見た相続に伴う家計金融資産残高の変化

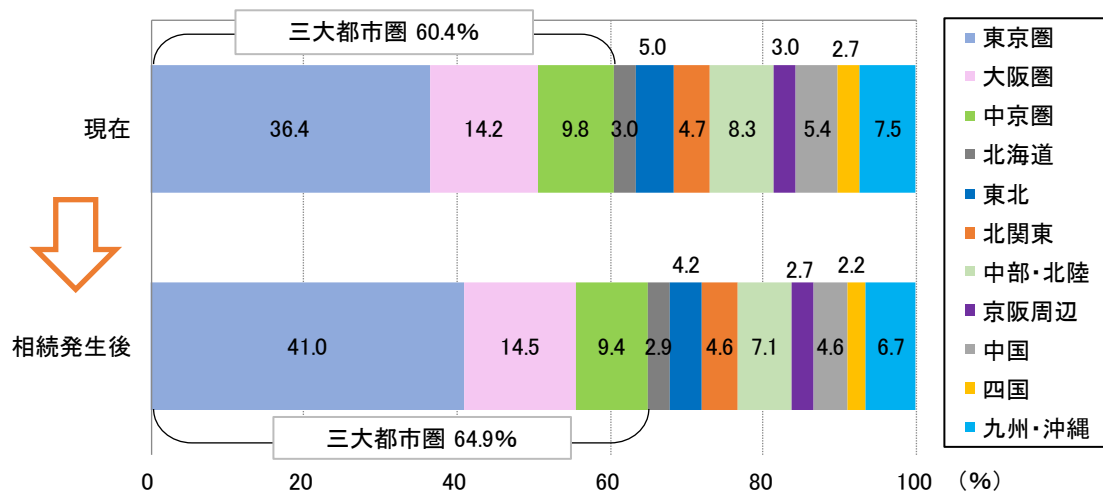
	現在	相続発生時の 増減額(兆円)	相続発生後	
	残高(兆円)		残高(兆円)	発生前からの 変化率(%)
北海道	24.7	▲ 0.8	23.8	▲ 3.4
東北	40.8	▲ 6.1	34.7	▲ 14.9
北関東	38.7	▲ 1.4	37.2	▲ 3.7
東京圏	296.6	38.1	334.7	12.8
中部・北陸	67.3	▲ 9.0	58.3	▲ 13.4
中京圏	79.5	▲ 3.1	76.4	▲ 3.9
大阪圏	116.1	2.2	118.3	1.9
京阪周辺	24.2	▲ 1.9	22.2	▲ 8.0
中国	44.0	▲ 6.3	37.7	▲ 14.3
四国	22.3	▲ 4.2	18.1	▲ 19.0
九州・沖縄	61.3	▲ 6.6	54.7	▲ 10.8

(注 1) 相続発生時の増減額＝他地域からの流入額－他地域への流出額。(▲が流出超過)

(注 2) 小数点以下の四捨五入の関係で、現在と相続発生後の全 11 地域の残高合計は一致しない。

現在と、今後30年程度の間が発生した相続の後の家計金融資産の地域分布の変化をみると、より一層大都市圏、とりわけ東京圏への資産集中が進むことがわかる(図表8)。現在は、日本の家計金融資産の36.4%が東京圏に集中しているが、相続に伴う資産移動の結果、この比率は41.0%と4割を超える。大阪圏と中京圏も加えた三大都市圏では、家計金融資産の2/3弱(64.9%)を保有することになる見込みである。

図表8 相続に伴う家計金融資産の地域分布の変化



6. 相続による資産移動のこれから～多様化する移動の道筋

以上、相続発生時には家計資産の地域間移動が多発すること、それにより家計資産の大都市圏への集中が更に進むことなどをみてきた。最後に、今後の相続に伴う資産の地域間移動について、3点指摘しておきたい。

1つ目は、相続に伴う東京圏への家計資産の集中は、今後更に進むと考えられること。

高度経済成長期の地方から東京圏への転入者は、これから順次、子や孫に資産を残す側(被相続人)になっていくが、彼らの子供世代は、親元を離れても東京圏内に留まっているケースが多い。このため今後は、「親も子も東京圏内」という組み合わせでの相続が増加していく可能性が高い。

他地域からの資産の流入が11地域で最も多い点は変わらず、地域外への資産の流出は減るわけで⁴、東京圏においては、相続に伴う家計資産の増加要因が2つ重なることになる。

2つ目は、相続で地方から大都市圏に移動した資産が、その後、「相続によらず」他地域に再移動するパターンも出始めているということ。

⁴ 既にこの傾向は現れ始めている。10年前の統計(「国勢調査2010年」「全国消費実態調査」2009年)を用いて行った試算結果と、「国勢調査2020年」「全国家計構造調査(旧 全国消費実態調査)2019年」を用いて行った本稿の試算結果を比較すると、東京圏各県の相続による資産の地域外流出率は、7.8%(埼玉県)～8.4%(東京都)→6.0%(東京都)～7.4%(千葉県)と低下している。

リタイア後の地方移住で資産が地方へUターンするケースや、長寿化の進展とともに増えてきた「親の呼び寄せ」により、遺産を相続した大阪の高齢者が、子供が暮らす東京に移り住む（資産が大阪から東京に移動）といったケースが増加しつつある。実際、高齢者の三大都市圏からの転出者数は、2010年の2.9万人から、足下2021年には3.6万人へと増加している。

3つ目は、子世代に遺産を残す意向を持たない人が増加しているということ。

「子供に財産を残す」意向を持つ人の比率は、2010年の66.0%から大きく低下し、2021年には47.0%と5割を切っている⁵。そもそも「財産を残す子供がいない」人が増えていることも事実だが（2010年5.6%→2021年15.9%）、これを差し引いても8.7%の低下である。

通常であれば子や孫に引き継がれる親の資産が、地元の社会貢献活動などに活かされて地方に留まったり、海外に流出するなど、資産移動の新たな道筋が生まれ、これまで続いてきた「地方から大都市圏への資産移動の波」を若干やわらげる可能性もある。

相続発生時における金融機関等の最大の役割が、円滑な資産移転の実現であることは間違いないが、上記のような個別ニーズに対するサポートの重要性も増すだろう。

<補足>

① 本稿は、弊社「調査月報」2014年9月号掲載の「相続で多発する家計金融資産の地域間移動」の内容を下敷きに、入手しうる最新データを用いて再推計・分析したものであるが、使用統計の一部の様式が変わっているため、2つの推計・分析結果の比較には注意を要する。

② 本稿における「家計金融資産」は、預貯金、生命保険など、有価証券（株式、債券、投資信託、貸付信託・金銭信託）の合計であり、日本銀行「資金循環統計」等マクロベースの家計金融資産に含まれている年金受給権や保険準備金、現金（タンス預金）は含まない。

（調査部 経済調査チーム 主任調査役 青木 美香）

⁵ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」より。「子供に財産を残す」意向を持つ人の比率は、「老後の世話をしてくれるならば残してやりたい」、「家業を継いでくれるならば残してやりたい」、「老後の世話をしてくれるか、家業を継ぐか等に関わらず残してやりたい」の合計。「財産を残す子供がいない」人の比率は、「財産を残すこどもがいないので、社会・公共の役に立つようにしたい」と「財産を残すこどもがいないうえ、自分たちの人生を楽しみたいので財産を使い切りたい」の合計。

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。